

資料

【議題3】

第1号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)について

平成28年度 第3回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年11月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について（案）

大阪市の第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について、次のとおりとします。

1 実施について

総合事業の訪問型サービス（サポート型訪問サービスを除く）、通所型サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで現行の介護予防支援に相当する「原則的な介護予防ケアマネジメント」及び、総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで、サービス利用開始時のみ実施する「初回のみケアマネジメント」を実施します。

地域包括支援センターへの委託により実施し、「原則的な介護予防ケアマネジメント」については、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業所への一部委託を可能とします。

2 委託料単価について

介護予防支援の報酬単価と同等の設定とします。（一部委託の単価設定も含む）

第1号介護予防支援事業とは

名称	「第1号介護予防支援事業」（介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント）
対象者	・要支援1又は2（要支援認定） ・事業対象者（基本チェックリスト該当者）
基本的な考え方	利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通り続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチしていくことが重要であり、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していく。

介護予防ケアマネジメントの類型

類型	介護予防ケアマネジメント		【参考】 介護予防支援
	初回のみケアマネジメント	原則的な介護予防ケアマネジメント	
内容	総合事業のサポート型訪問サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで、サービス利用開始時のみ実施するもの サービス終了時の再アセスメントの実施を含む	総合事業の訪問型サービス（サポート型訪問サービスを除く）、通所型サービスのみを利用する場合のケアマネジメントで現行の介護予防支援に相当するもの	要支援者が予防給付を利用する際に実施するケアマネジメント
実施方法	委託により地域包括支援センターが実施	委託により地域包括支援センターが実施	指定により地域包括支援センターが実施
一部委託	一部委託はできない	地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ的一部委託が可能	一部委託可能
委託単価	介護予防支援と同等の委託料	介護予防支援と同等の委託料 （一部委託の単価も、介護予防支援と同等とする）	介護報酬 （介護予防支援費）